

令和3年9月 随意契約一覧（物品・委託契約）

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	9月1日	インターネット接続系機器の一部更新に係る再構築業務委託（令和3年度実施分）	NECフィールディング株式会社 東日本営業本部東京第一営業部	9,438,000	指定事業者は、現在の本区のネットワーク環境の設計・構築・運用保守を行っており、当該ネットワーク環境の設定情報や機器類の構成を把握している。セキュリティ確保の観点から、当該ネットワーク環境の設定情報等については、指定事業者以外には開示しないため、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当
2	9月1日	無停電電源装置（CVCF）既存バッテリー撤去等作業委託	富士電機株式会社 営業本部 社会ソリューション統括部	880,000	対象物件であるバッテリーが設置されている装置は、指定事業者が製造・開発したものである。当該装置の機器設定は、指定事業者独自の技術を採用しており、安全かつ適確に本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当
3	9月2日	新型コロナウイルス感染症陽性者に対する支援物資等配送委託	佐川急便株式会社	単価契約	本件は、新型コロナウイルス感染症陽性者で自宅療養をしている患者に対して、支援物資等の配送を委託するものであり、今般の陽性者数の急増とともに、配送希望者も急増している状況下において、早急に配送体制を整備でき、患者のプライバシーに配慮した配送方法や、配送者の感染防止にノウハウを持った事業者へ委託する必要がある。 そこで、これらの対応が可能な複数の事業者へ照会した中で、指定事業者は、履行開始までに配送体制を整備でき、かつ、区内の道路状況にも精通しているため、本業務を最も確実かつ合理的に履行することができるのは、指定業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	保健予防課
4	9月6日	給与支払報告書（総括表）の印字作業委託（単価契約）	株式会社ジーシー 東京支社	単価契約	本業務は、指定事業者が開発したシステムのプリントプログラムを使用するが、著作権上の理由から本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	税務課
5	9月7日	住居表示各種表示板取付委託	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	961,587	指定事業者は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	窓口課
6	9月10日	「27万人の平和メッセージ」事業の実施に伴う運営業務委託	株式会社アド福助	1,485,000	本件については、指名競争入札により再度入札を2回（初度を含めて入札を3回）行ったが、予定価格内の応札者がいなかった。このため、最低価格で応札をした指定事業者と協議を行ったところ、予算内の金額で契約を締結する意向が示された。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	文化芸術振興課
7	9月10日	「墨田区のお知らせ（新型コロナウイルススワクチン予防接種特集号）」の印刷	ヨシダ印刷株式会社 東京本社	836,000	本業務は、「墨田区のお知らせ」の特集号として、区報に準拠した紙面づくりを必要があり、本業務を履行することができるのは年間を通して区報の印刷をしている指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健予防課
8	9月13日	生活習慣病予防健康診査データ取り込みに伴うすみだ健康情報システム改修委託	日本コンピュータ株式会社 東京営業所	1,122,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健計画課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
9	9月13日	墨田区のお知らせ（新型コロナウイルスワクチン予防接種特集号）の全戸配布委託（単価契約）	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	単価契約	指定事業者は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第3項」に規定するシルバー人材センターであり、本件は、当該指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	保健予防課
10	9月14日	問題データベースの利用	東京書籍株式会社 東京支社	973,500	当該システムは、指定事業者が開発したものであり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ教育研究所
11	9月15日	投票管理システム等サポート委託	株式会社ムサシ 東京第一支店	6,336,000	本業務は、システムの運用、セットアップ、作業サポート及び操作説明等であるため、本業務を履行することができるのは当該システムの開発元である指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	選挙管理委員会事務局
12	9月15日	鐘ヶ淵通り沿道まちづくりコーディネート業務委託	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部	4,983,000	指定事業者は、密集市街地改善に関する最新の情報やノウハウを有しており、平成23年度から本業務を受託しているため、個別訪問、まちづくり講座及び意向調査等を通じて地権者の状況を把握し、かつ整備計画方針を進めていく上で必要となる当該地区内の事業実施の経緯や課題等も把握している。 よって、指定事業者は、受託業務で得た知見、事業スキルやデータを活用し、本業務を効率的かつ効果的に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災まちづくり課
13	9月16日	ウォーキングマップ作成委託	一般社団法人墨田区観光協会	1,254,000	本業務は、健康づくりの視点を基本としつつ、楽しく参加しやすいものとするため、区内の観光名所や観光拠点を取り入れ、区内観光の視点からマップを編集・作成する必要がある。指定事業者は、「墨田区観光振興プラン」において、区の観光に関する情報発信の総合的な役割を担っているため、本業務を効果的かつ効率的に履行することができる唯一の区内事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健計画課
14	9月21日	墨田区公共施設計画的保全システム改修業務委託	株式会社日積サーベイ 東京オフィス	1,650,000	指定事業者は本システムの開発元からシステム関連業務を移管されており、著作権上の理由から本業務を履行できるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ファシリティマネジメント担当
15	9月22日	とうきょうスカイツリー駅周辺街路整備計画（素案）策定支援業務委託	一般財団法人計量計画研究所	7,975,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和3年9月8日付け3墨整立体第216号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	立体化推進課
16	9月27日	機械警備委託（緑小学校外）	セコム株式会社	41,725,200	本件施設には、指定事業者の警報機器等が既に設置されている。 他の事業者が本業務を実施するには、現行機器の撤去及び当該事業者の機器の設置に要する期間並びに費用が生ずるため、現行機器を継続利用することが最も合理的である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
17	9月27日	機械警備委託（墨田中学校外）	セコム株式会社	22,281,600	本件施設には、指定事業者の警報機器等が既に設置されている。 他の事業者が本業務を実施するには、現行機器の撤去及び当該事業者の機器の設置に要する期間並びに費用が生ずるため、現行機器を継続利用することが最も合理的である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課